

ふくいSDGsパートナー活動応援事業 募集の手引き

1 事業の趣旨

「福井県SDGsパートナーシップ会議」の活動コンセプトである「未来のために。～次の世代に選ばれる福井へ～」に基づく県内企業・団体等の主体的な取組みを促進するため、「ふくいSDGsパートナー」同士の連携促進に向けた事業の企画・提案を募り、効果的な事業に対して応援金を交付する。

なお、ふくいSDGsパートナー活動応援事業の応援金の交付に関し、必要な事項は本手引きおよび「ふくいSDGsパートナー活動応援事業実施要領」による。

2 事業実施主体

次の要件をすべて満たす企業・団体等とする。

(1)「ふくいSDGsパートナー」に登録していること。

※ 未登録の場合も、募集期間内に登録申請した場合は対象とする。

※ 地方公共団体(指定管理施設を含む)は対象外とする。

(2)法人格を有しない団体については、定款・規約・会則等を有すること。

(3)県税や地方消費税を滞納していないこと。

(4)宗教活動や政治活動を行っていないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、その利益となる活動を行っていないこと。

3 対象となる事業

次の要件をすべて満たす事業とする。

(1) 県内において実施する事業であること。

(2) 「ふくいSDGsパートナー」同士の連携促進に向けた事業であること。

(3) 事業のアウトプットが「福井の未来を担う次世代(子ども、若者、子育て世代)」を対象にしたものであること。または、事業の企画・立案・実行段階において学生の意見を反映する仕組みがあること。

(4) 事業実施主体が新たに実施する事業であること。継続事業である場合は、従来事業と比較して新しい取組みの追加や改善により、事業効果の向上が期待できる内容の事業であること。

(5) 今年度内に事業を開始し、令和8年2月末日までに完了する事業であること。

(具体例)

- ・ふくいSDGsパートナーが出展するイベントの開催
- ・ふくいSDGsパートナー同士の商品開発
- ・ふくいSDGsパートナー同士の情報交換の仕組みづくり など

※事業実施主体の構成員のみを対象にしたものや事業実施主体の取組みを主としてPRするものは対象になりません。

4 対象経費

応援金の対象となるのは、事業の実施に係る以下の経費のうち、知事が適当と認める経費とする。

報償費	外部講師等に対する謝金
旅費	外部講師等への費用弁償に限る
需用費	消耗品費(単価が3万円未満の物品)、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料 等
委託料	業務の一部を他の団体等に委託する場合の費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材借上料 等
備品購入費	事業に継続的に必要となる備品の購入費

なお、以下の経費は除くものとする。

- ・事業実施主体である企業・団体等およびその構成員に対して支払う経費
- ・飲食に要する経費
- ・不動産の取得、賃借、補償に要する経費
- ・施設整備に要する経費

5 応援金の額

次のうち、いずれか低い額(千円未満の端数は切り捨て)

- (1)総事業費から事業収入を差し引いた額
- (2)対象経費の合計額
- (3)50万円

6 応募の手続き等

(1)募集期間

5月10日(金)まで ※午後5時必着

(2)募集件数

2件程度

(3)提出書類

- ① 事業計画書【実施要領様式第1号】
- ② 収支予算書【実施要領様式第2号】
- ③ 団体等概要書【実施要領様式第3号】
- ④ 役員・職員(事業関係者)名簿【様式自由】
- ⑤ 団体の定款、規約等【様式自由】
- ⑥ 県税の納税証明書

または 納税状況の確認に関する同意書【実施要領様式第4号】

⑦ 地方消費税の納税証明書

⑧ その他、事業に関する参考資料

※ただし、公益性が高く収益事業を行わない団体で、以下(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合、上記⑥⑦の添付を不要とする。

(ア)法人で、法人二税が非課税である団体

(イ)任意団体で、収益事業を行わず法人二税が非課税である団体

(ウ)収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

(4)提出部数

1部(提出された書類は返却しない。)

(5)提出方法

電子メールによる提出が望ましいが、郵送・持参も可とする。

① 電子メール・郵送

・電子メールの場合、メール件名は、「SDGsパートナー活動応援金提案書」とすること。

・事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については必ず事務局まで直接問い合わせること。

② 持参

・受付時間は、午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日を除く)とする。

7 審査・選定の方法

(1)審査および選定

6(3)に定める応募書類および下記(2)により開催する審査会の内容をもとに、審査を行い選定する。ただし、応募多数の場合は審査会の前に書類審査をする場合がある(必要に応じて聞き取りを行う)。

(2)審査会の開催

応募書類に記載された提案内容の確認および応募者との質疑応答を行うため、以下のとおり審査会を開催する。なお、審査会の議事内容や審査委員個人の評価等は公表しないものとする。

審査会においては、下記(3)の評価基準に基づいて審査し、予算の範囲内で事業を決定する。

【審査会(予定)】令和6年5月21日(火)13時～17時

※時間、場所等の詳細については別途お知らせする。

(3)審査基準

評価項目	評価基準
企画内容	ふくいSDGsパートナー同士の連携促進につながるか
	福井の未来を担う次世代を対象にした事業か
	事業実施後の波及効果が期待できるか
新規性	新規性があるか (継続事業の場合、従来事業と比較して新しい取組みの追加や改善により、事業効果の向上が期待できるか)
実現可能性	事業の実施体制は整っているか
	実施計画のスケジュールは適切か
	事業計画の内容に適した収支予算になっているか

※ 以下の項目に当てはまる場合は審査の際に加点評価の対象とする。

項目
これまでに申請のない企業・団体からの提案である。

8 スケジュール(予定)

令和6年5月10日(金)	提案書類締切
令和6年5月21日(火)	審査会
令和6年6月上旬	選定結果の通知
令和6年6月中旬	応援金交付・事業実施
令和8年2月末まで	事業完了
令和8年3月末まで	実績報告書の提出(事業完了から30日以内)

9 応援金の支払い

対象事業として事業が採択された場合、県から事業実施主体に通知する。通知後速やかに県から支払いを行う。

10 事業内容等の変更

採択後に提案書に記載した事業内容を変更する場合は、計画変更承認申請書を県に提出し、承認を受けること。

11 事業実施の報告

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して30日以内に事業実施報告書を県に提出すること。

12 応援金の返還

事業実施主体が、偽りその他不正な行為によって応援金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。

13 提出・問合せ先

事務局:福井県未来創造部未来戦略課
〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1
メール:fukui-sdgs@pref.fukui.lg.jp
電話:0776-20-0759

